

行政改革 実施にむけて

都留市は平成七年十一月に「参加と合意に基づく自治の推進」を基本理念として、新しい時代の要請や市民の期待にこたえていける新しい行政システムを確立するために、「行政改革大綱」を策定しました。そして、今回この大綱に基づき、より具体的な内容を盛り込んだ実施計画を策定しました。その主な内容は、次のとおりです。

1 事務事業の見直しを実施します

- ・申請書などの押印をできる限り廃止し手続きの簡素化を図ります。
- ・市民の行政に対する信頼を確保し、市民参加の促進のために情報公開制度を導入します。
- ・経済の活性化と市民の利便性の向上を図るため、一層の民間委託の導入を推進します。

2 組織機構の見直しを実施します

- ・市民サービスの多様化、高度化、専門化に対応するとともに、わかりやすい組織・名称とします。

3 職員の定員管理と給与の適正化を推進します

- ・市民サービスの向上に努めつつ、一般行政職員の増員を極力抑制します。

4 効果的な行政運営と職員の能力開発などの推進をします

- ・会議資料の簡素化や、会議時間の短縮により効率的な会議開催を図ります。

5 行政の情報化を推進します

- ・OA機器を導入して事務処理の簡素化、合理化、迅速化を図ります。

- ・平成九年度の取り組みは、財務会計・戸籍事務電算化システムの導入により、事務処理の効率化と証明書の発行の迅速化を図っています。また、単独補助金、食料費、交際費、旅費について約一億一千万円を削減し財政の健全化を図っています。なお、平成十年度以降も実施計画書に基づき、順次行政改革を推進していきます。そして、その内容については、その都度広報紙などで公表していきます。

固定資産課税台帳縦覧期間

ご自分の資産を確認しましょう

固定資産課税台帳は、固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には、土地・建物・償却資産の平成10年度の価格が登録されています。

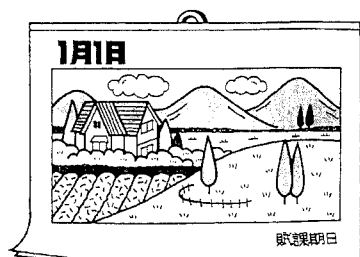
市内に土地・建物・償却資産を所有している方は、その資産や課税価格などを確かめてください。

縦覧期間 4月1日～20日 (午前8時30分～午後5時)
土曜・日曜日を除く

縦覧場所 税務課

平成10年度の固定資産税(宅地)の価格を下落修正しました。縦覧期間にご確認ください。

地方税法の一部改正に伴い、平成10年度・11年度に限り地価(宅地)の下落に伴う価格の修正ができることになりました。平成10年度市内の宅地は、平均で約3%の下落が見られました。縦覧期間に、下落修正された宅地の価格も併せてご確認ください。



固定資産税課税明細書の送付について

平成9年8月に送付しました課税明細書は、平成10年度からは、納税通知書と同時に送付しますので課税内容の確認などにご利用ください。

特別減税が実施されます

平成10年分の所得税および、平成10年度分の個人住民税の特別減税が実施されます。

1 減税は次のように実施されます

(所得税)

- 給与所得者・・・平成10年2月の源泉徴収税額から控除
(控除しきれない分は、3月分以降からも控除可)
- 年金受給者・・・給与所得者に準じた取り扱い
- 事業所得者・・・平成10年分の確定申告で実施
(予定納税を行う方は、その際に実施)

(個人住民税)

- 給与所得者・・・平成10年6月は徴収せずに7月から翌年5月までの11カ月で徴収する
- 年金受給者・・・平成10年度第1期(6月)分の所得割額から控除
(第1期分で控除できない分は次の納期以降で控除)
- 事業所得者・・・年金所得者に準じた取り扱い

2 減税される金額

※ 所得税および、個人住民税所得割額の控除は、定額控除方式により次の区分の額を限度として減税されます。

区 分	所得税	住民税	合 計
本 人	18,000円	8,000円	26,000円
控除対象配偶者	9,000円	4,000円	13,000円
扶養親族(一人につき)	9,000円	4,000円	13,000円

たとえば、夫婦と子ども2人家族の場合は、所得税45,000円、個人住民税20,000円の合計65,000円が減税となります。

問合せ 税務課 市民税係
大月税務署 ☎ (22)3151